

施行日 令和 8 年 6 月 2 3 日

大阪市乳児等通園支援事業運営補助金交付要綱を廃止する要綱

- 1 大阪市乳児等通園支援事業運営補助金交付要綱（令和 7 年 7 月 1 日施行。以下「乳児等通園支援事業補助金交付要綱」という。）を廃止する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乳児等通園支援事業補助金交付要綱の廃止後の、乳児等通園支援事業補助金交付要綱第 14 条に規定する決定の取消し、第 15 条の規定による補助金の返還及び第 16 条の規定による補助金の額の更正等は、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 2 3 日から施行する。